



事務所
だより

■ 卷頭あいさつ

卷頭の写真は、山口県岩国市を流れる錦川に架けられた錦帯橋（きんたいきょう）です。五連の反り橋が特徴の木造橋であり、日本三名橋に数えられています。錦川の氾濫により橋が何度も洪水で流されていたことから、「流されない橋を」という悲願のもと研究と挑戦が繰り返され完成しました。当時の土木建築技術の粋を集めて作られた錦帯橋の精巧さと強度は現代の技術と比べても遜色ないものであり、1673年の完成以来、実に276年の間、流失することはありませんでした。



当事務所は、2017年1月の開設以来、今年で無事に3年目を迎えることができました。今後も地域密着型の法律事務所として、錦帯橋のように末永く地域の皆様の方々のお力になれるよう、日々業務に邁進してまいりたいと思います。

事務所一同、皆様からのご連絡をお待ちしております。

弁護士

埼玉弁護士会

弁護士 中山 達人
弁護士 大塩 慧
弁護士 井上 拓耶
弁護士 平 和浩
弁護士 中山 純子

発行元

川越元町法律事務所

〒350-0062

埼玉県川越市元町一丁目9番19

電話 049-299-5068

FAX 049-299-5072

URL <http://www.kawagoemotomatilawoffice.com>

事務所紹介



弁護士

中山 達人

Nakayama Tatsuhito

気が付けば当事務所も三年目を迎えることになりました。弁護士五名、事務局二名と態勢も整い、引き続き地域の皆様に貢献できるよう努力してまいりたいと思います。

私が現在取り扱っている事件では、離婚や相続、交通事故といった身近な問題が多く、これらの案件では、当事者の感情の対立が問題の原因となっていることがあります。この場合、法律を用いて結論を示すのは難しいことではありませんが、対立の緩和と問題の解決のためには、相手方の説得や依頼者への説明において誠実さが重要であると実感いたします。

そのため、今後も依頼者にも相手方にも分かりやすく丁寧に進めていくことを心がけていきたいと思います。



弁護士

大塩 慧

Oshio Kei

数年前から県立盲学校の学校評議員を務めています。視力障害と言っても、全盲か弱視か、生まれつきか否か、他の障害があるか、一様ではありません。乗り越えなければならない課題、必要な教育内容は十人十色です。

同じ学年でも、次に使うときに自分で安全に見つけられるように、ハサミや包丁を決まった場所に決まった方向に戻せるようになるのが今学期の目標の子もいれば、普通学級の勉強に追いつきたいという子もいます。子どもの可能性を少しでも広げるため、先生も保護者も一人一人に合った教育を懸命に追及しています。

同じ法律問題でも、相談者のおられた状況や目指す方向性は様々です。それぞれがより良い生活を続けられるよう、一つ一つ解決方法を丁寧に探ることの大切さを実感します。



弁護士

井上 拓耶

Inoue Takuya

「cool head, but warm heart (冷静な頭脳と温かい心を持ちなさい)」。

司法修習時代の弁護教官である恩師が、司法修習の最後の授業のとき送ってくれた、あるイギリスの経済学者の言葉です。そして私が弁護士として大切にしている言葉でもあります。

しかし、弁護士として経験を積めば積むほど、日々の業務を重ねれば重ねるほど、この言葉を体現する難しさを痛感します。依頼者が抱えている問題や悩みを受け止め、共感できるためには温かい心がなければいけない。他方で、単に依頼者の気持ちを代弁するだけでは弁護士に依頼する意味がない。依頼者のために最善の結果を出せるよう法律家として冷静な判断と見通しを立てられなければいけない。今年も、法律家として冷静な判断をしつつも、依頼者の気持ちに寄り添うことができる弁護士に近づけるよう精進していきたいと思います。

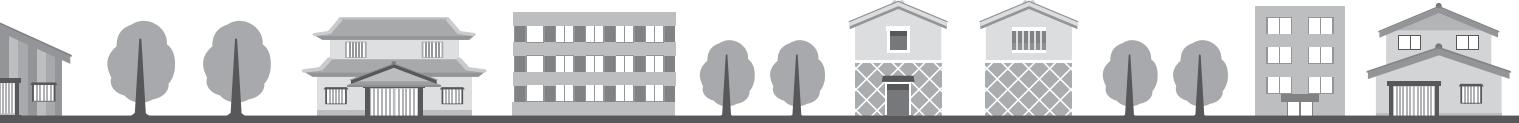
事務局からのご挨拶

事務局が新しく一人加わりました。体制が変わり、出来る仕事の量も幅も大きく増えたように感じています。

新しく加入した事務局は一般企業で事務を長く経験してきました。その知識と今まで得た経験を活かし、より広い視野をもって、今後は二人で皆様と先生をつなぐ一助になりたいと思っております。

お電話やご来所時に接する機会が多くあるかと思いますので、お気軽にお声がけいただける存在としてサポートできるよう取り組んでまいります。今後ともよろしくお願ひいたします。





人生良いときもあれば悪いときもあります。自分が望んでいようとそうでなかろうと大きなうねりにのみ込まれて気付いたらどうしようもない状態になってしまいますこともあります。止めたくても止められない。人間そんなに強くはありません。そんな時に、この先の人生に希望が見いだせない、自分が築いてきたものを全て失ってしまうと思ってしまうかもしれません。

でも、ただ生きているだけで希望なんていらない時期もあると思います。また、失うものがあるだけでもいい人生だと思いますし、そんな人は必ず本当に大切なもののだけはきちんと残ります。もし本当に全てを失ってしまったら身軽になって再スタートです。大丈夫です。必ず何とかなります。今あるトラブルがこの先もずっと続くことはありません。いつか必ず解決します。その一歩が今日になればいいと思います。



弁護士
平 和 浩
Taira Kazuhiro



弁護士
中山 純子
Nakayama Junko

自分の気持ちが怒りや悲しみでいっぱいな時、子ども達の寝顔を見ると心に陽だまりができます。親が元気なうちに親孝行しなければと、娘の立場で思う一方、親の立場では子ども達が生きていてくれるだけで充分な親孝行だと感じます。

色々な事件をお受けしますが、裁判官の判断により事件が終わることは少なく、どこかの段階で話し合いをして解決点を見出す努力をします。自分と相手の意見が鋭く対立している時、相手の意見に耳を傾けることは苦しく辛い作業です。でも、その苦しみに對峙した時、初めて解決点が見いだせるのかもしれません。

同じ事象でも立場が変わると考え方も感じ方も変わる。その事を子ども達の寝顔から再確認させられる日々です。

●
●
●
●
●
●
●
●
●
●
●
●
●
●
●
**事務所
コラム**

『成年後見人でどんな仕事?』

弁護士の仕事の中に、成年後見人というものがあります。認知症などにより判断能力が低下したご本人のために、ご本人の財産を管理したり、病院や介護施設等との契約を行ったりします。管理すべき財産が多額な場合には銀行と信託契約を締結したり、財産が少ないため生活保護の申請を要する場合には行政と連携したり、親族間で意見が対立している場合には裁判所と協議しながらご本人にとって最も適切な財産管理や監護方針を考えていきます。介護施設を見学したり、水道光熱費の契約状況を確認したりなど、細かな業務もたくさんあります。



高齢化社会が進む中、自分や家族が認知症になったらどうしようという不安をお持ちの方もたくさんいらっしゃるのではないでしょうか。ご親族が成年後見人を務める場合もありますが、財産管理状況について毎年裁判所に報告を要するなど、成年後見人の業務にご負担を感じるときは、財産管理や身上監護は専門職後見人に任せ、ご家族は通院の付添などご本人の身の回りのお世話を専念することもよいでしょう。

ご本人に判断能力が十分あるうちに、ご本人がご自身で希望する方（ご家族や弁護士など）を予め後見人に選ぶ任意後見契約という方法もあります。ご本人が財産管理等を任せると予め公正証書による任意後見契約を結び、ご本人の判断能力が低下した際に、財産管理等を任された方が裁判所に後見監督人選任の申立てを行い、後見監督人の監督のもと、契約内容に従って後見事務を行います。

今ご本人にどんな支援が必要か、具体的な状況に応じて検討致しますので、お早めにご相談ください。

法律相談のご案内

『誰に相談したらいいのだろう?』
と困った時は、お早めにご相談ください。

遺言

相続

離婚

不動産

交通事故

金銭トラブル

刑事

労働

債務整理

その他各種相談

電話 049-299-5068

受付時間: 平日9:00 ~ 18:00

ご相談を希望される方はお電話でご予約ください。

左記受付時間外でも対応できる場合があります。

法律相談は30分につき5000円(税別)となります。

本たよりをご持参いただいた場合、初回のみ相談無料となります。

アクセス



川越元町法律事務所

〒350-0062 埼玉県川越市元町一丁目9番19

電話 049-299-5068

FAX 049-299-5072

URL <http://www.kawagoemotomatilawoffice.com>

■ 電車でお越しの場合

東武東上線 [川越駅] 東口の東武バス乗り場から
[札の辻] または [市役所前] 停留所下車
西武新宿線 [本川越駅] 東口の東武バス乗り場から
[札の辻] または [市役所前] 停留所下車

■ 車でお越しの場合

川越市役所より蔵造り商店街方面
事務所の裏等の提携コインパーキング(らくだプラザ)あり

